

令和3年度事業報告

I 関係法規の制定／改正及び行政施策の動向と本会の対応

1 食品表示基準について

1) 食品表示基準の制定や改正の経緯

食品衛生法、JAS法及び健康増進法（栄養表示）の各法に含まれていた食品表示関係事項が食品表示法として一元化され、これに基づき新たに食品表示基準が平成27年4月に制定された。

食品表示基準制定後も、

- ・原料原産地表示に関する改正（令和4年3月末まで経過措置期間）
- ・遺伝子組換え食品表示に関する改正（令和5年4月に施行）
- ・食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの策定

が実施された。

本会は、これらの改正及び策定について、食品表示ラベルの改版を実施する必要がある事業者の立場で、本会の各種委員会の意見等を踏まえて、消費者庁等へ事業者の対応上の問題点等の説明や、意見具申を行うとともに、パブリックコメントとして果実飲料業界としての意見を表明してきた。

改正項目	改正方向検討のための検討会とりまとめ等	食品表示基準等の制定又は改正	経過措置期間	本会パブリックコメント
食品表示基準一元化 (三法の一元化、 栄養成分表示義務化、 機能性表示制度の創設等)	平成24年8月 検討会報告 平成25年6月 食品表示法公布	平成27年4月 食品表示法施行 食品表示基準制定	経過措置期間(令和2年 3月末)終了	提出
原料原産地表示	平成28年11月 検討会報告	平成29年9月改正	令和4年3 月末	提出
遺伝子組換え食品表示	平成30年3月 検討会報告	改正告示は平成31 年4月だが施行は 令和5年4月1日		
食品添加物の不使用表示に 関するガイドライン	令和3年12月 検討会報告	令和4年3月30日 ガイドライン策定	令和6年3 月末まで	

2)原料原産地表示への対応

令和3年度は、経過措置期間の最終年度であったことから、原料原産地の表示方法（国別表示、又は表示、大括り表示、製造地表示）について、メリット、デメリットを精査の上、適切な表示を実行していただくよう、原料原産地表示に関する表示相談に対応した。

3)食品添加物の不使用表示に関するガイドラインへの対応

添加物不使用の表示について、表示禁止事項に該当するか否かのメルクマールを示すガイドライン策定のための検討会が令和3年3月から開催され、令和4年3月30日にガイドラインが策定された。このガイドラインの経過措置期間は令和6年3月末までとされた。本会は、ガイドラインの内容等について、果汁協会報により会員に情報提供を行った。

4)食品表示の相談対応

本会事務局本部が受けた表示相談件数は、平成28年度が1,057件、29年度は949件、30年度は1,263件、令和元年度は1,193件、令和2年度は1,120件で、令和3年度は1,113件であった。

本会は、これらの相談に対応した。

2 JASについて

JAS法では、各JASを5年以内ごとに見直していくこととなっている。果実飲料に関するJASである「果実飲料の日本農林規格」、「りんごストレートピュアジュースの日本農林規格」の直近の見直しは平成29年10月になされており、次回見直しの期限は令和4年10月である。前回までの見直しは、(独)農林水産消費安全技術センターが主導で、本会他が協力してなされてきたが、JAS法改正後は、業界団体等が主体となってJAS見直しを行っていくこととされた。

このため、令和2年度に、果実飲料のJASの改正内容の意向について、JAS認証事業者及び本会の技術委員会、りんご搾汁委員会、かんきつ搾汁委員会、輸入果汁委員会の各委員にアンケート調査を実施したところ、大半は現状の規格内容とすべきとの回答であった。

令和3年度は、上記のアンケート結果を踏まえ、

(ア)本会の各種委員会での審議、

(イ)全国清涼飲料連合会等の関係団体との協議、

(ウ)有識者への意見聴取、

(エ)果実飲料のJAS基準項目についての市場製品の実態調査

を行い、本年2月に開催した技術委員会にて、「果実飲料の日本農林規格」、「りんごストレートピュアジュースの日本農林規格」とも、現状の規格内容を変更しない旨を農林水産省に申し出ることとした。

3 貿易協定について

平成 30 年に T P P、平成 31 年に日 E U ・ E P A、令和 2 年に日米貿易協定、令和 3 年に日英 E P A、令和 4 年 1 月に「地域的な包括的経済連携(R C E P)協定」が発効された。

令和 3 年度には、

- ・先行して発効された T P P と日 E U ・ E P A の影響については、これらの締結国からの果汁輸入が貿易協定の発効後に増加しておらず、輸入先が締結国にシフトしていないことから、これらの貿易協定の果汁輸入に関する影響は現時点で認められないことの情報提供(果汁協会報 2021 年 8 月号)を行った。
- ・ R C E P 協定については、関税撤廃までの年限が長くとられており、かつ、税番や締結国によっては関税撤廃が除外されているなど、国産果実からの搾汁に十分に配慮されたものとなっており、R C E P 協定の我国への果汁輸入に関する影響は考えにくいことの情報提供(果汁協会報 2021 年 11 月号)を行った。

4 公益目的支出計画の延長認可について

平成 25 年度に本会が一般社団法人に移行するにあたって、内閣府に承認された 9 カ年の公益目的支出計画(当該時点で所有していた無税積立による財産を内閣府が認定した内容に使用する制度)については、令和 4 年 3 月末に終期がくることとなっていた。

しかし、本会財産の効率的使用に努めたことや、近年のコロナ禍で一部の事業ができなかったこと等により、同計画の終期においても一定の財産が残ることが見込まれたことから、昨年 3 月に開催した理事会・参与会です承いただいた令和 3 年度事業計画において「公益目的支出計画の 3 年程度の延長を内閣府に申請して了承をうること」とした。

このため、内閣府に対して同計画の完了を令和 7 年 3 月末(従前の計画から 3 カ年の延長)とする変更申請を令和 3 年 9 月に行い、内閣府での審査、公益認定委員会への諮問、同委員会での答申を経て、令和 3 年 11 月 24 日付けで、3 カ年延長の申請を認める旨の認可書が内閣総理大臣から公布された。

5 農薬の残留基準値等の累次一部改正と周知

「食品、添加物等の規格基準」(昭和 34 年厚生労働省告示第 370 号)に規定する農薬等の残留基準値が累次一部改正され、果汁協会報にその改正内容を掲載し、会員等に周知を図った。

6 その他関連法規等の周知

前記以外にも、以下の事項を果汁協会報に掲載し会員等に周知を図った。

- ・令和 2 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要(厚生労働省)
- ・令和 3 年度輸入食品等モニタリング計画(厚生労働省)
- ・食品衛生法に基づく清涼飲料水の規格基準の一部改正(厚生労働省)
- ・食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン(農林水産省)
- ・中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る規制への対応(農林水産省)

II 果汁及び果実飲料を巡る動き

1 輸入果汁の動向

1) 概況

我が国は、国内で消費される果汁の大半を輸入に依存している。この果汁の輸入動向について財務省通関統計でみると、

(1) 輸入果汁全体について

- 令和3年(暦年)の各種果汁の合計輸入量(濃縮度を問わず。ただし、その多くが濃縮果汁)は、18万657klで、輸入量の最も多かった平成17年に比べて36%減、令和2年に比べて14%減と大幅に減少した。輸入量ピーク時の平成17年以来、年による増減がありつつも、20~28万klの範囲であったが、令和3年は近年で最も輸入量が少なかった。
- 令和3年の各種果汁の合計輸入額は513億円で、平成17年に比べ7%減、令和2年に比べて9%減で、2010年の輸入額450億円以来の11年ぶりの少ない輸入額であった。
- 令和3年の各種果汁の合計輸入単価(CIF)が、平成17年に比べて44%高、令和2年に比べて6%高の284円/ℓであった。令和2年の単価が268円/ℓと低かったことに比べると令和3年は単価アップになっているが、ここ10カ年の平均は287円/ℓとなっており、平均的な輸入単価であったといえる。
- 令和3年の果汁の輸入先国は、
 - ・輸入量では、①中国3.45万kl(果汁輸入量全体の19.1%)、②ブラジル1.85万kl(同10.2%)、③アルゼンチン1.81万kl(同10.0%)、④イスラエル1.64万kl(同9.1%)、⑤チリ1.41万kl(同7.8%)であった。ここ10カ年の輸入量1位はブラジル6カ年、中国4カ年と拮抗していたが、ブラジルから輸入量が対前年比57%減、中国は10%減であったことから、中国が1位となった。
 - ・輸入額では、①中国60億円(輸入額全体の11.7%)、②イスラエル57億円(同11.1%)、③ブラジル53億円(同10.3%)、④米国46億円(同9.0%)、⑤アルゼンチン46億円(同8.9%)であった。ブラジルが輸入額で1位でなかったのは2008年(1位中国、2位ブラジル)以来の13年ぶりであった。

(2) 果汁の品目別の状況について

- 令和3年に輸入された果汁を品目別にみると、
 - ・輸入量の多い順は、①りんご果汁5.56万kl(輸入果汁全体の31%)、②オレンジ果汁3.39万kl(同19%)、③ぶどう果汁3.32万kl(同18%)、④レモン果汁1.92万kl(同11%)、⑤グレープフルーツ果汁1.04万kl(同6%)、⑥パインアップル果汁0.59万kl(同3%)となった。令和2年に比べて、オレンジ果汁の輸入量が激減したため、りんご果汁の輸入量がオレンジ果汁の輸入量を上回った。

- ・輸入額の多い順は、①りんご果汁 107 億円(輸入果汁全体の 21%)、②ぶどう果汁 102 億円(同 20%)、③オレンジ果汁 91 億円(同 18%)、④レモン果汁 71 億円(同 14%) ⑤グレープフルーツ果汁 45 億円(同 9%)、⑥パインアップル果汁 16 億円(同 3%)となった。輸入額でオレンジ果汁が 1 位でなかったのは、平成 20 年以来の 13 年ぶりであった。

○品目別輸入量の令和 2 年から令和 3 年への増減は、

(ア)増加した品目(ぶどう果汁)

- ・ぶどう果汁は、輸入量で 7%、輸入額で 19%増加した。輸入量では、平成 28 年(2.97 万kl)→29 年(3.26 万kl)→30 年(3.38 万kl)→令和元年(3.56 万kl)→令和 2 年(3.09 万kl)→令和 3 年(3.32 万kl)であった。令和 3 年は、近年の平均的な輸入量であった。

(イ)ほぼ前年同の品目(りんご果汁、レモン果汁)

- ・りんご果汁は、輸入量で 1%減少、輸入額で 3%増加した。輸入量では、平成 28 年(5.88 万kl)→29 年(6.09 万kl)→30 年(5.81 万kl)→令和元年(6.29 万kl)→2 年(5.61 万kl)→3 年(5.56 万kl)であった。
- ・レモン果汁は、輸入量で 2%、輸入額で 4%増加した。輸入量では、平成 28 年(1.33 万kl)→29 年(1.47 万kl)→30 年(1.61 万kl)→令和元年(1.81 万kl)→2 年(1.88 万kl)→3 年(1.92 万kl)と輸入量を毎年増やしている。

(ウ)減少した品目(オレンジ果汁、グレープフルーツ果汁、パインアップル果汁)

- ・オレンジ果汁は、輸入量で 45%、輸入額で 43%減少した。輸入量では、平成 28 年(6.69 万kl)→29 年(5.65 万kl)→30 年(7.89 万kl)→令和元年(5.71 万kl)→2 年(6.16 万kl)→3 年(3.39 万kl)であった。近年で最も輸入量が少なかったのが平成 26 年の 5.25 万klであったが、令和 3 年はこれより遥かに少ない輸入量であった。
- ・グレープフルーツ果汁は、輸入量で 16%、輸入額で 14%減少した。輸入量は、平成 28 年(1.83 万kl)→29 年(1.64 万kl)→30 年(1.60 万kl)→令和元年(1.34 万kl)→2 年(1.23 万kl)→3 年(1.04 万kl)と毎年減少している。
- ・パインアップル果汁は、輸入量で 36%、輸入額で 18%減少した。輸入量は、平成 28 年(0.48 万kl)→29 年(0.47 万kl)→30 年(0.75 万kl)→令和元年(0.71 万kl)→2 年(0.91 万kl)→3 年(0.59 万kl)であった。令和 3 年の輸入量は、輸入量が多かった令和 2 年よりは減少したが、近年の平均的な輸入量であった。

我が国における各種果汁の輸入実績

年		オレンジ	りんご	ぶどう	パイン アップル	グレープ フルーツ	レモン	その他	計	
平成 17 年	輸入量 (kℓ)	88,621	84,526	29,282	10,904	31,866	12,866	22,845	280,910	
	輸入額 (百万円)	13,890	12,720	6,719	2,009	8,195	2,735	9,066	55,334	
	単 価 (円/ℓ)	157	150	229	184	257	213	397	197	
令和 2 年	輸入量 (kℓ)	61,556	56,092	30,890	9,118	12,273	18,842	21,727	210,498	
	輸入額 (百万円)	15,927	10,376	8,615	1,940	5,180	6,866	7,614	56,517	
	単 価 (円/ℓ)	259	185	279	213	422	364	350	268	
令和 3 年	輸入量 (kℓ)	33,948	55,589	33,165	5,871	10,350	19,201	22,533	180,657	
	輸入額 (百万円)	9,057	10,653	10,207	1,597	4,454	7,111	8,195	51,273	
	単 価 (円/ℓ)	267	192	308	272	430	370	364	284	
変化率	令和 3 年/ 平成 17 年	輸入量 (%)	38.3	65.8	113.3	53.8	32.5	149.2	98.6	64.3
		輸入額 (%)	65.2	83.7	151.9	79.5	54.3	260.0	90.4	92.7
		単 価 (%)	169.9	127.8	134.4	147.9	167.4	173.9	91.6	144.1
	令和 3 年/ 令和 2 年	輸入量 (%)	55.1	99.1	107.4	64.4	84.3	101.9	103.7	85.8
		輸入額 (%)	56.9	102.7	118.5	82.3	86.0	103.6	107.6	90.7
		単 価 (%)	103.1	103.6	110.4	127.9	102.0	101.6	103.8	105.7

(出所)財務省「通関統計」

(3) 果汁の品目別の輸入先国

○オレンジ果汁

輸入オレンジ果汁の圧倒的シェアを占めるブラジルからは、平成 30 年(5.38 万kℓ、シェア 68%) →令和元年(3.36 万kℓ、同 59%) →2 年(4.02 万kℓ、同 65%) →3 年(1.44 万kℓ、同 43%)と推移し、近年では最も輸入量が少なかったのが平成 26 年の 3.11 万kℓであったが、令和 3 年はこれより遥かに少ない輸入量であった。その他の国では、イスラエルからの輸入量が微増した以外は、他の多くの国からの輸入も微減しており、ブラジルからの大幅な輸入減を代替する国はなかった。

○りんご果汁

輸入りんご果汁の圧倒的シェアを占める中国からは、平成 30 年(3.56 万kℓ、シェア 61%) →令和元年(3.60 万kℓ、同 57%) →2 年(3.42 万kℓ、同 61%) →3 年(2.91 万kℓ、同 52%)と輸入量が減少した。中国からのりんご果汁の輸入量が 3 万kℓを下回ったのは、平成 15 年の 2.89 万kℓ以来の 18 年ぶりであった。その他の国では、前年のシェア 2 位のオーストリアからの輸入も減少したものの、南アフリカ、チリ、トルコ、ハンガリー、ブラジル、米国などからの輸入量が増加し、オレンジ果汁と異なって、りんご果汁の輸入量は前年とほぼ同じであった。

○ぶどう果汁

我が国へのぶどう果汁輸出国シェアの上位国順位に変動はないが、首位のアルゼンチンからの輸入量は平成 30 年(1.23 kℓ、シェア 36%) →令和元年(1.52 kℓ、同 43%) →2 年(1.37 kℓ、同 42%) →3 年(1.28 kℓ、同 39%)と 2 年連続で減少し、2 位のチリからの輸入が 39%増加し、南米の 2 か国が拮抗した。

○グレープフルーツ果汁

輸出国シェア第 1 位のイスラエルからの輸入量は令和 3 年に微増し、グレープフルーツ果汁の過半を占めた。他の国では、米国からの輸入がやや増加したが、南アフリカ及びメキシコからは

やや減少し、イタリアからは大幅に減少した。

○レモン果汁

シェア1位のイタリアからの輸入量は7%減、2位のアルゼンチンからは16%減であったが、3～6位のイスラエル、スペイン、インド及びブラジルからの輸入は増加し、輸入先国が多様化した。

○パインアップル果汁

令和3年は、主要国のシェア順位に変動はなかったが、フィリピン、タイ、コスタリカ及びインドネシアの全ての国からの輸入量が減少した。

我が国における各種輸入果汁の輸出国シェア

(単位：容量%、濃縮度を問わず)

輸出国	オレンジ		輸出国	りんご		輸出国	ぶどう	
	平成17年	令和3年		平成17年	令和3年		平成17年	令和3年
ブラジル	① 76.8	① 42.5	中国	① 57.1	① 52.4	アルゼンチン	④ 15.6	① 38.7
メキシコ	⑥ 1.9	② 19.3	南アフリカ	⑨ 2.1	② 9.3	チリ	③ 16.5	② 27.3
イスラエル	⑨ 1.2	③ 15.3	チリ	③ 7.0	③ 8.6	アメリカ	① 19.4	③ 16.0
スペイン	⑤ 2.0	④ 10.4	トルコ	⑳ 0.0	④ 4.5	スペイン	⑨ 3.0	④ 6.0
イタリア	④ 2.2	⑤ 4.0	ハンガリー		⑤ 4.3	オーストラリア	⑥ 6.4	⑤ 3.5
タイ	⑭ 0.1	⑥ 1.9	ブラジル	④ 6.2	⑥ 4.0	オーストリア	⑩ 2.6	⑥ 2.7
アメリカ	③ 5.2	⑦ 1.5	オーストリア	② 13.2	⑦ 4.0	ブラジル	⑤ 8.9	⑦ 1.8
オーストラリア	② 5.3	⑧ 1.5	アメリカ	⑥ 3.1	⑧ 3.2	台湾	⑪ 0.8	⑧ 1.0
輸出国	グレープフルーツ		輸出国	レモン		輸出国	パインアップル	
	平成17年	令和3年		平成17年	令和3年		平成17年	令和3年
イスラエル	① 39.1	① 52.4	イタリア	① 38.4	① 31.0	フィリピン	② 29.9	① 46.2
南アフリカ	④ 5.2	② 12.9	アルゼンチン	③ 19.7	② 26.1	タイ	① 48.3	② 22.1
メキシコ	⑥ 2.8	③ 12.6	イスラエル	② 23.9	③ 23.6	コスタリカ	④ 5.2	③ 15.0
アメリカ	② 31.7	④ 8.8	スペイン	⑥ 2.1	④ 6.5	インドネシア	③ 5.7	④ 5.2
イタリア	③ 8.4	⑤ 2.9	インド	⑦ 1.8	⑤ 5.3	ブラジル		⑤ 3.6
スペイン	⑩ 0.7	⑥ 2.8	ブラジル	④ 8.9	⑥ 5.0	スペイン		⑥ 1.7
オーストラリア	⑤ 4.6	⑦ 2.2	ベルギー		⑦ 1.1	オーストリア		⑦ 1.6
トルコ		⑧ 1.9	メキシコ	⑫ 0.0	⑧ 0.6	マレーシア		⑧ 1.5

(出所)財務省「通関統計」から作成

2) 輸入果実飲料等の食品衛生法不適合事例

厚生労働省検疫所による令和3年(暦年)の輸入食品等の食品衛生法不適合事例は、全体で804件(平成28年785件、29年791件、30年751件、令和元年799、2年631件)で、そのうちの果実飲料等に係る違反事例は、次の8件(平成28年12件、29年4件、30年6件、令和元年4件、2年5件)で、この8件の中には残留農薬に関する違反事例は無かった。

令和3年における輸入果実飲料等の食品衛生法不適合事例.

品名	不適合内容	生産国
オレンジジュース	成分規格不適合（大腸菌群 陽性）	アメリカ合衆国
アップルジュース	成分規格不適合（パツリン ①0.063 ppm ②0.062 ppm ③0.054 ppm 検出）	オーストラリア
果汁入り炭酸飲料（ROASTED BEETROOT & SANSHO）	成分規格不適合（大腸菌群 陽性）	オーストラリア
果汁入り炭酸飲料（100% PURE SPARKLING APPLE JUICE）	成分規格不適合（パツリン ①0.126 ppm ②0.120 ppm ③0.122 ppm 検出）	南アフリカ共和国
原料用果汁：アップル（APPLE PASTE）	成分規格不適合（パツリン ①0.059 ppm ②0.065 ppm ③0.067 ppm 検出）	オーストラリア
果汁入り炭酸飲料（SPARKLING ROSE）	使用基準不適合（二酸化硫黄 0.11 g/kg 検出）	ドイツ
果汁入り炭酸飲料（SPARKLING RIESLING）	使用基準不適合（二酸化硫黄 0.12 g/kg 検出）	ドイツ
原料用果汁：アップル（CHILEAN APPLE JUICE CONCENTRATE）	成分規格不適合（パツリン ①0.056 ppm ②0.056 ppm 検出）	チリ

（出所）厚生労働省

2 国産果汁の動向

1) りんご

【生果の予想生産量】

令和3年産生果の全国生産量に関する農林水産省による公表は、令和4年5月下旬頃を待たなければならぬが、同省が令和3年に公表した令和3年産りんごの予想生産量は72.5万ト（令和2年産収穫量：76.3万ト）となっている。

令和3年産りんごの予想生産量

（単位：万トン）

	平成29年産	平成30年産	令和元年産	令和2年産	令和3年産
予想生産量	81	81	80	77	72.5
生産量(実績)	73.5	75.6	70.2	76.3	

（出所）農林水産省

農林水産省が令和4年4月に公表した「果樹をめぐる情勢」によれば、令和3年産のりんごは、春先の凍霜害等の影響により出荷量が減少傾向にあり、3月までの累計で平年の8.4割となっている。一方で、良好な食味にも支えられ、価格は平年に比べ約2割高程度で推移している。

【果汁の在庫及び生産状況】

本会の調べによると、本会会員による令和3年産に係る果汁生産量（12月末時点）は、前年産比18%減の9,530トとなっている。

国産りんご果汁の生産状況（各年12月末時点）

年産	果汁（ト）		原料生果処理量 （ト）	原料生果価格 （円/kg）
	在庫量	生産量		
29年産	12,594	10,928	54,101	36
30年産	12,276	12,077	60,903	39
元年産	11,043	9,866	49,966	41
2年産 A	11,704	11,625	57,578	38
3年産 B	12,389	9,530	45,755	40
B/A（%）	106	82	79	104

（注）1. 各年産の「在庫量」には、前年産の持越し分を含む。

2. 「在庫量」及び「生産量」は、濃縮換算（混濁は1/4、透明は1/5）の合計である。

（出所）（一社）日本果汁協会調べ

2) うんしゅうみかん

【生果の予想生産量】

令和3年産生果の全国生産量に関する農林水産省による公表は、りんごの場合と同様、令和4年5月下旬頃を待たなければならないが、同省が令和3年に公表した令和3年産うんしゅうみかんの予想生産は76万ト（令和2年産生産量実績：76.6万ト）となっている。

令和3年産うんしゅうみかんの予想生産量（単位：万トン）

	平成29年産	平成30年産	令和元年産	令和2年産	令和3年産
予想生産量	87	84	78	78	76
生産量(実績)	74.1	77.4	74.7	76.6	

（出所）農林水産省

農林水産省が令和4年4月に公表した「果樹をめぐる情勢」によれば、令和3年産のうんしゅうみかんは、極早生みかんは8月～9月の曇雨天により低糖・低酸傾向であったものの、11月以降の出回りのみかんについては、良食味に回復した。出荷量及び価格は3月までの累計で平年並となっている。

【果汁の生産状況】

令和3年産生果の果汁向処理量について、日本園芸農業協同組合連合会の調べによれば、同連合会傘下の組合員において前年比34%増の44,081トと、ここ5ヵ年では令和元年産に次いで多かった。

国産うんしゅうみかん果汁の生産状況（単位：トン、%）

	29年産	30年産	元年産	2年産 A	3年年産 B	B/A
生果収穫量 C	741,300	773,700	746,700	765,800		—
果汁向処理量 D	36,209	25,517	46,502	32,984	44,081	134
D/C	4.9	3.3	6.2	4.3	—	

（出所）日本園芸農業協同組合連合会

3 果汁製品の輸出状況

我が国からの果汁製品の輸出状況を通関統計からみると、次表のとおり、令和3年(暦年)全体で、輸出量は前年比7%減の10,839トン、輸出額は前年比11%増の4,689百万円であった。我が国の果汁輸出額は果汁輸入額の9.1%と、輸出より輸入が圧倒的に多いものの、近年は果汁の輸出も増加傾向にある。

各種果汁製品の輸出状況(暦年) (単位: トン、百万円)

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額
オレンジ	518	126	1,147	280	2,680	508	91	43
グレープフルーツ	273	173	226	147	227	149	231	149
その他柑橘類	702	1,174	796	1,399	677	1,255	1,080	1,879
パイナップル	4	3	4	4	3	1	8	2
ぶどう	45	21	42	19	163	114	118	50
りんご	1,273	360	1,540	448	2,100	633	3,263	972
その他	2,849	752	3,675	1,060	5,842	1,555	6,048	1,594
合計	5,663	2,609	7,431	3,357	11,692	4,215	10,839	4,689

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(出所) 財務省「通関統計」

4 清涼飲料の生産及び販売の動向

1) 品目別生産量及び生産金額

令和3年(暦年)の我が国における直接飲用の清涼飲料全体の生産数量及び生産者販売金額について、(一社)全国清涼飲料連合会調べによれば、次表のとおり、それぞれ前年比2.5%増の2,213万kl及び3兆8,909億円と増加したが、コロナ禍前の令和元年には及んでいない。

清涼飲料の主要品目では、コロナ禍前の令和元年より2年連続で生産数量が増加しているのは、ミネラルウォーター類のみである。

果実飲料等についてみると、生産数量は前年比2.6%減の136万kl、生産者販売金額は3.8%増の2,972億円、また、果汁100%の果実ジュースについては、生産数量は3.2%減の36万klで、生産者販売金額では前年とほぼ同じ925億円であった。

一方、令和3年の0当たりの平均価格を試算してみると、野菜飲料が275円、次いでコーヒー飲料が263円、スポーツ飲料等が237円、果実飲料等が218円(果汁100%の果実ジュースでは、253円)、炭酸飲料が197円、紅茶飲料が187円、茶系飲料が139円、及びミネラルウォーター類が80円となっている。

令和3年(暦年)における清涼飲料の生産数量及び生産者販売金額

(単位：上段は生産数量 千ℓ、下段は生産者販売金額 億円)

品目	令和元年		令和2年 A		令和3年 B		B/A (%)	令和2年の0当たり平均価格 (円)
	実績	シェア	実績	シェア	実績	シェア		
清涼飲料全体	22,684	100.0	21,577	100.0	22,125	100.0	102.5	176
	40,985	100.0	37,977	100.0	38,909	100.0	102.5	
紅茶飲料	1,199	5.3	1,106	5.1	1,081	4.9	97.7	187
	2,275	5.6	2,012	5.3	2,023	5.2	100.6	
茶系飲料	5,538	24.4	5,243	24.3	5,426	24.5	103.5	139
	7,972	19.5	7,441	19.6	7,557	19.4	101.5	
炭酸飲料	3,960	17.5	3,749	17.4	3,801	17.2	101.4	197
	7,520	18.3	7,148	18.8	7,495	19.3	104.9	
コーヒー飲料	3,312	14.6	3,040	14.1	3,062	13.8	100.7	263
	9,049	22.1	8,168	21.5	8,054	20.7	98.6	
ミネラルウォーター類 (国産)	3,640	16.0	3,842	17.8	4,154	18.8	108.1	80
	3,204	7.8	3,058	8.1	3,319	8.5	108.5	
果実飲料等	1,608	7.1	1,400	6.5	1,363	6.2	97.4	218
	3,249	7.9	2,862	7.5	2,972	7.6	103.8	
果実ジュース (果汁100%)	428	1.9	376	1.7	364	1.6	96.8	253
	1,059	2.6	924	2.4	925	2.4	100.0	
スポーツ飲料等	1,422	6.3	1,270	5.9	1,246	5.6	98.1	237
	3,157	7.7	2,879	7.6	2,962	7.6	102.8	
野菜飲料	584	2.6	591	2.7	585	2.6	98.8	275
	1,606	3.9	1,635	4.3	1,612	4.1	98.6	

(出所) 一般社団法人全国清涼飲料連合会調べ

なお、果実ジュースの0当たりの平成20年以降の平均価格の推移をみると、平成20年が233円、21年が226円、22年が218円、23年が215円、24年は224円、25年が218円、26年が227円、27年が231円、28年が214円、29年が220円、30年が212円、令和元年が247円、令和2年が246円、令和3年が253円と、ここ3カ年は高い価格となっている。

2) 品目別容器別生産量

令和3年(暦年)の清涼飲料全体の容器別生産状況(容量ベース、以下同じ。)をみると、次表のとおり、PETボトルが77.2%(13年前の平成20年は63.3%)を占めている。

特に、PETボトルでは茶系飲料が97.4%、ミネラルウォーター類が92.1%、スポーツ飲料等が92.1%を占めている一方、SOT缶ではコーヒー飲料が27.9%を、紙容器では果実飲料等のうちの果実ジュースが70.7%、野菜飲料が64.0%を占めている。

清涼飲料の品目別容器別生産量シェア（令和3年）

（単位：容量ベース％）

品目	合計	SOT缶	ボトル缶	びん	PET	紙容器	その他
清涼飲料全体	100.0	7.6	2.7	0.8	77.2	8.1	3.6
紅茶飲料	100.0	1.5	2.3	0.0	81.0	14.2	1.0
茶系飲料	100.0	0.6	0.2	0.0	97.4	1.7	0.0
炭酸飲料	100.0	15.8	1.9	3.6	78.8	0.0	0.0
コーヒー飲料	100.0	27.9	14.6	0.2	49.2	3.9	4.2
ミネラルウォーター類	100.0	0.0	0.0	0.0	92.1	0.0	7.9
スポーツ飲料等	100.0	1.2	0.2	0.0	92.1	0.2	6.3
果実飲料等	100.0	5.4	2.5	2.4	54.6	32.1	3.0
果実ジュース	100.0	10.2	0.0	3.3	15.1	70.7	0.8
野菜飲料	100.0	8.7	0.0	0.0	27.1	64.0	0.2

（出所）一般社団法人全国清涼飲料連合会調べ

果実飲料等における容器別生産量の推移についてみると、次表のとおり、PETボトルが平成20年の45.7％に比べると増加しているが、近年は、平成28年61.6％、29年57.4％、30年56.1％、令和元年55.2％、令和2年54.9％、令和3年54.6％と少しずつ減少に転じ、一方で、紙容器が平成20年の36.7％から一時は減少傾向であったが、近年は平成28年26.4％、29年29.3％、30年31.9％、令和元年31.7％、令和2年32.3％、令和3年32.1％と増加傾向に転じている。

果実飲料等の容器別出荷量シェアの推移

（単位：容量ベース％）

暦年	品目	合計	SOT缶	ボトル缶	びん	PET	紙容器	その他
平成20年	果実飲料等	100.0	9.8	5.1	2.3	45.7	36.7	0.4
	うち果実ジュース	100.0	11.3	0.2	1.6	24.8	62.0	0.1
平成30年	果実飲料等	100.0	6.1	1.7	2.2	56.1	31.9	2.0
	うち果実ジュース	100.0	11.9	0.0	2.1	16.7	68.8	0.5
令和2年	果実飲料等	100.0	4.8	2.8	2.5	54.9	32.3	2.6
	うち果実ジュース	100.0	10.6	0.0	3.0	14.5	70.9	1.1
令和3年	果実飲料等	100.0	5.4	2.5	2.4	54.6	32.1	3.0
	うち果実ジュース	100.0	10.2	0.0	3.3	15.1	70.7	0.8

（出所）一般社団法人全国清涼飲料連合会調べ

5 果実飲料を含む果実類の自給率及び消費の動向

1) 自給率

農林水産省が令和3年8月に公表した「令和2年度食料需給表」によれば、次表のとおり、令和2年度の総合食料自給率（概算）は、前年度から、カロリーベースでは1割減の37％、生産額ベースでは1割増の67％となっている。このような状況の中で、果実類（果汁等の加工品を含む。）の自給率（重量ベース）をみると、国内果実生産で大きなシェアを占めている「みかん」は前年度から2割減の101％、「りんご」は5割増の61％であった。果実全体では前年度同の38％であった。

我が国の食料自給率の推移

(単位：%)

項目	.年度								
	昭和 40	50	60	平成 7	28	29	30	令和 元	2 ^{**1}
総合食料自給率									
カロリーベース	73	54	53	43	38	38	37	38	37
生産額ベース	86	83	82	74	67	66	66	66	67
果実自給率 ^{**2}	90	84	77	49	41	40	38	38	38
みかん	109	102	106	102	100	100	100	103	101
りんご	102	100	97	62	60	57	60	56	61

(注) 1 令和2年年度の数值は概算

2 果実自給率は重量ベース

(出所) 農林水産省「食料需給表」

2)消費

【国民健康・栄養調査】

厚生労働省が毎年実施している「国民健康・栄養調査」は、コロナ禍の影響で昨年は実施されなかった。

参考として、令和2年12月に公表された「令和元年 国民健康・栄養調査」によると、

果実類（果実ジュース等の加工品を含む。）の国民1人1日当たり摂取量は、果実類の摂取量のピークであった平成17年に比べて令和元年は総数において23.3%減で、かつ、全ての階層において減少している。また、平成30年に比べて令和元年は総数において0.3%の微減であった。

国民健康・栄養調査にみる果実類の摂取量推移（1人1日当たり）

(単位：g、%)

年	年齢	年齢												
		総数	1～6	7～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	70～79	80歳以上	20歳以上
総数	平成17年	125.7	119.4	119.8	113.3	83.0	70.6	86.1	137.3	170.8	169.6			127.4
	平成27年	107.6	94.5	80.9	81.5	61.5	56.2	68.2	91.2	145.9	163.8			112.3
	平成28年	98.9	98.7	77.8	72.4	57.6	49.3	59.6	84.4	126.2	153.5			102.2
	平成29年	105.0	86.3	91.5	79.5	64.8	52.1	62.2	79.3	130.9		170.9	157.9	108.7
	平成30年	96.7	90.5	72.8	62.1	49.9	54.9	54.8	73.3	126.0		158.8	150.1	100.9
	令和元年	96.4	93.2	73.9	66.3	46.9	43.9	55.2	70.6	118.6		159.4	141.7	100.2
	令和元年/ 平成17年	76.7	78.1	61.7	58.5	56.5	62.2	64.1	51.4	69.4				78.6
	令和元年/ 平成30年	99.7	103.0	101.5	106.8	94.0	80.0	100.7	96.3	94.1				99.3

(出所) 厚生労働省「国民健康・栄養調査」

【家計調査】

総務省統計局の「家計調査」から令和3年（暦年）の清涼飲料類の一世帯当たり（2人以上の世帯）の品目別年間支出額をみると、果実・野菜ジュースは、4年前の平成29年比では6.2%減、前年比では3.2%減となっている。

清涼飲料類の一世帯当たりの年間支出金額（2人以上の世帯）（単位：円、%）

年	炭酸飲料	果実・野菜ジュース	コーヒー飲料	茶飲料	ミネラルウォーター	乳酸菌飲料	乳飲料
平成29年	5,107	7,820	4,427	6,631	3,350	4,129	1,765
平成30年	5,457	7,779	4,590	7,173	3,435	3,949	1,947
令和元年	5,712	7,860	5,002	7,846	3,574	3,991	2,362
令和2年	6,649	7,581	4,797	7,676	3,757	4,209	2,424
令和3年	7,101	7,337	4,922	7,860	3,858	4,409	2,577
令和3年/ 平成29年	139.0	93.8	111.2	118.5	115.2	106.8	146.0
令和3年/ 平成2年	106.8	96.8	102.6	102.4	102.7	104.8	106.3

（出所）総務省統計局「家計調査」

6 直接飲料用果実飲料のJAS格付実績

令和3年（暦年）のJAS格付実績について、JAS認証工場からの格付報告（本会及び一般財団法人 日本清涼飲料検査協会の合計）によれば、次表のとおり、直接飲料用果実飲料の全体では12万405klと前年比7.3%減となった。なお、本会のJAS格付量は前年比1.8%減となり、令和3年の2機関合計における本会のシェアは、前年の70.1%から74.3%になった。

直接飲料用果実飲料のJAS格付実績（暦年ベース）（単位：kl、%）

種 類	令和元年	令和2年 A	令和3年 B	変化率 B/A
全 体	154,554	129,917	120,405	92.7
	103,076	91,104	89,499	98.2
うち、果実ジュース （果汁100%）	52,674	45,015	43,427	96.5
	51,100	44,097	42,524	96.4
果汁入り飲料 （果汁50%以上100%未満）	320	244	224	91.8
	266	244	224	91.8
果汁入り飲料 （果汁10%以上50%未満）	82,903	67,084	59,027	88.0
	33,053	29,189	29,024	99.4
果汁入り飲料 （果肉入り）	7,334	6,290	6,303	100.2
	7,334	6,290	6,303	100.2
果汁入り飲料（乳・野菜等）及び 果実・野菜ミックスジュース	1,404	1,298	1,423	109.6
	1,404	1,298	1,423	109.6
本会のシェア	66.7	70.1	74.3	

（注）1. 検査時点ベース

2. 上段は、本会と（一財）日本清涼飲料検査協会との合計値、下段は本会のみ。

（出所）（一社）日本果汁協会調べ

Ⅲ 事業別事業報告

令和3年度事業の実施に当たっては、「公益目的支出計画」を踏まえた事業計画に基づき、「研究調査・啓発普及等事業」としての科学技術的な研究調査、国内外の需給事情等に関する情報収集及び提供、適正表示に関する啓発普及、果実飲料容器の散乱防止及びリサイクル等環境保護に関する啓発普及等を、また、「認証・検査等事業」としての果汁及び果実飲料に関する製造事業者等の認証、検査及びその証明等を次のとおり実施した。

1 研究調査・啓発普及等事業

1) 果汁技術研究発表会の開催

果汁・果実飲料の品質向上、機能性の普及啓発等に資するため、昭和32年から開催してきた果汁技術研究発表会は、コロナ禍のため、令和3年度も2年度に引続き2年連続で開催を中止した。

なお、令和3年度と同発表会の場で、令和元年度の研究発表の中から日本果汁協会賞(技術賞及び技術奨励賞)の表彰を行うことを予定していたが、発表会が中止になったことから、令和3年11月25日に本会において果汁協会賞の表彰式を開催した。

日本果汁協会技術賞及び技術奨励賞は、次の課題・研究者に授与した。

【技術賞】

日向夏を用いた骨代謝改善飲料の開発
崇城大学 西園祥子氏他

【技術奨励賞】

紫ニンジンに含まれるアントシアニンの化学的構造及び血流への影響
カゴメ株式会社 堤彩香氏 他

2) 研修会の開催

本会の会員・認証工場等の担当者を対象に、「今後の食品表示制度のあり方」、「食品添加物の表示制度について」、及び「果実飲料の表示」を演題とした標記研修会(プログラムは巻末の参考資料を参照)を令和4年3月3日にTKP新橋汐留ビジネスセンターの会場でWEBを併用して開催したところ、63名(会場15名、WEB48名)の参加があった。

3) 調査情報収集等の実施

(1) 果実・果汁関係情報・資料の収集・整備

国内外における果実・果汁に関する生産・流通・加工・消費及び貿易状況、果汁に関する新技術の開発状況、果汁と健康増進に関する研究成果等に関する情報・資料について、関係審議会の傍聴、各種専門誌(紙)やインターネット、その他の刊行物のほか、行政当局・試験研究機関・関係団体等からの収集・整理に努めるとともに、これらの収集・整理したもののうち、会員や関係各方面に提供すべきものについては、「果汁協会報」(月刊)や「果汁関係資料」(年刊)等を通じて提供した。

(2) 関係行政機関等からの周知依頼への協力

関係行政機関からの周知依頼案件については積極的に対応することとしており、令和3年度における主な周知依頼案件は、次のとおりである。

【周知依頼のあった主な案件】

周知依頼案件	依頼元
高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供等について	農林水産省農産局園芸作物課(令和3年11月2日付け) (果汁協会報 No759 (2021年11月号) で周知)
価格転嫁円滑化に向けた情報提供	(一社)食品産業センター (果汁協会報 No762 (2022年2月号) で周知)

4) 「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」(自主規格基準)の改訂

「改正食品衛生法」(平成15年法律第55号)に基づき、食品中の残留する農薬等(以下「残留農薬等」という。)に対する、いわゆる「ポジティブリスト制度」が平成18年5月29日から施行されている。

同制度の施行に伴い、果汁業界では、果汁中の残留農薬等に対して従来にも増して的確に対応する必要が生じ、また、業界外からの農薬等の過度な分析試験の要求に伴う経費的・時間的負担が懸念されたことから、本会では、「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程」(平成18年3月24日開催の「平成17年度第3回理事会・評議員会」承認;最終改正平成26年3月26日)を制定し、同規程に基づく農薬等の使用実態を踏まえた「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」(平成18年5月24日開催の「平成18年度第1回理事会・評議員会」承認)を設定した。

この推奨分析試験項目は、その後、国内外における農薬等の使用実態を踏まえて毎年改訂を行ってきており、令和3年度においても改訂(令和3年8月)した。

5) 技術書の作成・配付

(1) 「果実及び果汁の農薬等残留基準」(令和3年版)

平成18年5月29日から施行された残留農薬等ポジティブリスト制度への的確な対応を図るため、平成18年4月に「果実及び果汁の農薬等残留基準」(初版)を作成し、その後、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)が逐次改正されていること等から、その改訂版を毎年作成している。

「令和3年版」については令和3年4月1日付けで作成・配付(会員及び各委員等に各1部を無料配布し、追加配布を希望する会員及び非会員等には有料配布)を行った。

(2) 「果汁に関する残留農薬等対応マニュアル」(令和3年版)

上記4)で改訂された「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」を盛込んだ標記マニュアルを作成し、会員、その他関係各方面に無料配布し、周知を図った。

6) 情報の提供

(1) 「果汁協会報」(月刊)

上記3)の調査情報収集等の実施において得られた各種情報・資料のうち、会員又は認証工場等に周知することが適切と判断されたものについては、毎月25日付けで発行の本会の機関誌「果汁協会報」(月刊：印刷部数335部)に掲載した。

この「果汁協会報」は、会員、認証工場、関係省庁及び関係業界紙に対しては無料で、非会員からの希望に対しては有料で配布を行っている。

(2) 「果汁関係資料」(年刊)

果実飲料の生産状況、JAS格付の状況、国内外における果実・果汁の生産・流通動向等のデータを収集・整理した「果汁関係資料(2021年版)」(年刊：印刷部数170部)を発刊(令和3年11月)した。

この「果汁関係資料」は、会員に対しては無料で、非会員からの希望に対しては、有料で配布を行っている。

(3) FAX・E-メール等

会員等に対する当該情報を迅速かつタイムリーに提供するため、「果汁協会報」による情報提供では時間的に遅すぎると思われるものについては、その都度、FAXやE-メール又は郵送による情報提供を行った。

7) 果汁・果実飲料の啓発普及

(1) 表示無料相談の受け付け

果汁・果実飲料の表示に関する相談や問合せが日々、会員はもちろん、会員以外の事業者や一般消費者からも寄せられた。

会員やJAS認証工場からの相談・問合せに対して、果汁・果実飲料の表示に関わる諸法規のうち、食品表示法に基づく「食品表示基準」及び景品表示法に基づく「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」等を中心に、無料で懇切丁寧に説明した。

また、本会活動の啓発普及等の見地から、会員以外の事業者や一般消費者等からの相談・問合せについても対応した。

令和3年度に本会の事務局本部が受けた表示相談・問合せの受付件数は、会員から812件、会員以外から270件、行政から26件及び消費者から5件の合計1,113件であった。令和3年度は、「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」が検討されていることもあり、食品添加物に関する相談が例年よりやや多かった。

(2) ホームページによる果実飲料の啓発普及

技術委員会での検討を経て、平成 27 年 4 月に本会ホームページに掲載した「知っていますか？果実飲料の Q&A」により、果実飲料の安全・安心をアピールした。

8) 委員会の開催

次のとおり委員会を開催し、当該議題についての審議・検討を行った。

(1) 企画委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和 3 年 5 月 7 日	本会会議室 (WEB 出席併用)	1 「令和 3 年度第 1 回理事会・参与会」(書面にて 5 月に開催)への提出議案について 2 その他
第 2 回	令和 4 年 3 月 10 日	本会会議室 (WEB 出席併用)	1 「令和 3 年度第 2 回理事会・参与会」への提出議案について 2 その他

(2) 技術委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和 3 年 8 月 26 日	本会会議室 (WEB 出席併用)	1 令和 3 年版果汁に関する残留農薬等推奨分析項目について 2 J A S の定期見直しについて 3 果汁に関連する情報について 4 その他
第 2 回	令和 4 年 2 月 18 日	本会会議室 (WEB 出席併用)	1 J A S の定期見直しについて 2 その他

(3) りんご搾汁委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和 3 年 7 月 29 日	本会会議室 (WEB 出席併用)	1 令和 3 年版果汁に関する残留農薬等推奨分析項目について 2 J A S の定期見直しについて 3 果汁に関連する情報について 4 報告事項 令和 3 年産りんご果汁の生産状況調査について 5 その他

(4) かんきつ搾汁委員

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和 3 年 8 月 6 日	本会会議室 (WEB 出席併用)	1 令和 3 年版果汁に関する残留農薬等推奨分析項目について 2 J A S の定期見直しについて 3 果汁に関連する情報について 4 その他

(5) 輸入果汁委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和 3 年 8 月 2 日	本会会議室 (WEB 出席併用)	1 令和 3 年版果汁に関する残留農薬等推奨分析項目について 2 J A S の定期見直しについて 3 果汁に関連する情報について 4 その他

(6) 果汁研究委員会

	日 時	場 所	議 題
委員長・副委員長会議 (第1回)	令和3年 4月2日	本会会議室	1 果汁研究委員会の運営体制について 2 令和3年度果汁技術研究発表会のメインテーマについて 3 特別講演の分野と依頼する演者の候補について 4 その他
委員会	令和3年 5月14日	本会会議室 (WEB出席併用)	1 令和3年度果汁研究委員会のメンバー・運営体制について 2 第63回(令和3年度)果汁技術研究発表会に関すること 3 その他
協会賞選考委員会	令和3年 6月11日	本会会議室 (WEB出席併用)	1 選考委員長の選出について 2 令和3年度一般社団法人日本果汁協会技術賞及び技術奨励賞の選定について 3 その他
委員長・副委員長会議 (第2回)	令和3年 7月9日	本会会議室 (WEB出席併用)	第63回(令和3年度)果汁技術研究発表会の準備に関する事項を議題として予定していたが、コロナの万延に鑑み、令和3年度発表会を中止することとした。
委員長・副委員長会議 (第3回)	令和4年 3月28日	本会会議室 (WEB出席併用)	令和4年度の果汁研究委員会及び果汁技術研究発表会に関して 1 果汁研究委員会の運営体制について 2 令和4年度果汁技術研究発表会のメインテーマについて 3 特別講演の分野と依頼する演者の候補について 4 その他

2 認証・検査等事業

1) JAS関係業務の実施

(1) JAS認証工場の認証審査

JAS法に基づく登録認証機関である本会が令和3年度中に新たに認証した事業者数は2工場、廃止した事業者数は2工場であり、令和3年度末時点の認証事業者数は73(前年度末時点:73)工場であった。

(2) JAS認証工場の認証後の確認調査及び市販品買上げ検査

本会の認証事業者は、本会の認証業務規程に基づき、“1年半以内に1回”(ただし、有機果実飲料については“1年以内に1回”)の認証後の確認調査を受けなければならないこととなっている。

令和3年度において認証後の確認調査を実施した工場数は37工場(うち、有機果実飲料1工場)で、いずれの認証工場も問題点は認められなかった。また、当該工場(有機果実飲料を除く。)において製造販売され、市販されているJAS格付品を買上げて検査を行ったところ、いずれの製品についても規格を満たしていることが確認された。

(3) JAS製品の依頼検査

本会では、本会と認証事業者との契約に基づき、当該製品が「果実飲料の日本農林規格」に規定する検査項目の基準を満たしているか否かについての依頼検査を15日荷口毎に行っている。

果実飲料の用途別 JAS 依頼検査実績（本会分：検査時点ベース）

用途別	年度	件数	数量	金額(千円)
原料用(t)	平成元年度	265	6,010	4,004
	令和2年度	220	6,907	3,588
	令和3年度	210	6,111	3,630
	3年度/2年度(%)	95	88	101
直接飲用(kℓ)	平成元年度	1,587	99,305	20,713
	令和2年度	1,337	87,733	18,142
	令和3年度	1,386	90,840	18,793
	3年度/2年度(%)	104	104	104
希釈飲用(kℓ)	平成元年度	30	132	163
	令和2年度	28	105	144
	令和3年度	25	95	129
	3年度/2年度(%)	89	90	90
合計	平成元年度	1,882	—	24,880
	令和2年度	1,585	—	21,874
	令和3年度	1,621	—	22,552
	3年度/2年度(%)	102	—	103

令和3年度における検査時点ベースの依頼検査状況は、上表のとおり、合計件数で1,621（前年度：1,585）件、合計金額で2,255（前年度：2,187）万円で、検査の結果、いずれも基準値を満たしていた。また、これを品種別にみると、次表のとおりであった。

果実飲料の品種別 JAS 格付実績（本会分：検査時点ベース）

品 種	令和2年度			令和3年度			変化率(%)		
	原料用(t) A	直接飲用(kℓ) B	希釈飲用(kℓ) C	原料用(t) A`	直接飲用(kℓ) B`	希釈飲用(kℓ) C`	A`/A	B`/B	C`/C
合 計	6,907	87,733	105	6,111	90,840	95	88	104	90
うち、うんしゅうみかん	1,511	2,157	0	2,281	2,451	0	151	114	0
かんきつ混合	3	1,290	15	0	1,156	12	0	90	80
なつみかん	31	65	0	20	75	0	65	115	0
グレープフルーツ	0	695	0	0	672	0	0	97	0
レモン	0	17,312	0	0	17,785	0	0	103	0
いよかん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
はっさく	44	0	0	39	0	0	89	0	0
オレンジ	3	5,319	0	0	5,417	0	0	102	0
りんご	5,054	34,500	15	3,514	37,756	12	70	109	80
ぶどう	3	4,703	15	11	3,857	9	367	82	60
もも	52	6,418	15	47	6,680	18	90	104	120
うめ	104	116	37	108	120	33	104	103	89
パインアップル	102	2,457	9	90	2,520	12	88	103	133
混合果実	0	1,218	0	0	1,164	0	0	96	0
オレンジ混合	0	10,686	0	0	10,393	0	0	97	0
マンゴウ	0	202	0	0	197	0	0	98	0

(4) JAS 製品の表示包装等審査登録

本会では、本会と認証事業者との契約に基づき、果実飲料の JAS 表示包装等の審査登録を行っている。令和 3 年度の表示包装等審査登録における新たな登録は 11（前年度：8）件であった。

(5) JAS 認証工場品質管理責任者等専門講習会

令和 3 年度は、令和 4 年 1 月 20 日に WEB を併用して開催（プログラムは巻末の参考資料参照）した。受講者数は 15（前年度：20）名であり、全課程修了者に対して修了証を手交した。

2) 一般依頼検査等の実施

(1) 一般依頼検査

令和 3 年度の果実飲料の JAS 検査項目（旧検査項目を含む。）に関する一般依頼検査件数は、37（前年度：42）件であった。

(2) シイクワシャー果汁識別依頼検査

沖縄特産のミカン類の一種であるシイクワシャー（別名：ヒラミレモン）の果汁には健康機能性成分の一種であるノビレチンが多く含まれていることから、近年、消費者の人気の高まってきている中であって、トウキンカン類の一種であるカラマンシーの果汁そのものを、あるいはシイクワシャー果汁にカラマンシー果汁を混入して「シイクワシャー果汁」と称して販売されている例が見受けられた。

このため、平成 15 年 4 月、公正取引委員会と内閣府沖縄総合事務局では、一般消費者に「シイクワシャー果汁」と称して国内販売されている商品の実態調査を行った結果を踏まえて、沖縄県内の果実飲料製造業者 7 社に対して「景品表示法」（昭和 37 年法律第 134 号）の規定に違反するとして排除命令を発した。

このような中で、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門、学校法人中村学園及び沖縄県農業協同組合の 3 者は、カラマンシー果汁には機能性成分のノビレチンが僅かしか含まれず、かつ、カラマンシー果汁に含まれるフロレチン配糖体がシイクワシャー果汁には全く含まれていない点に着目して、簡易識別法を開発した。本会では、この簡易識別法を開発した特許申請者 3 者との間で「特許権等実施契約書」を締結し、平成 16 年 9 月から依頼検査を開始した。令和 3 年度の簡易識別法による依頼検査は無かった（前年度：0 件）。

(3) 耐熱性好酸性菌（TAB）依頼検査

本会では、本会が平成 15 年 3 月に策定した「耐熱性好酸性菌統一検査法」による依頼検査を平成 17 年 4 月から受付けている。

令和 3 年度の依頼検査は 20 件（前年度：13 件）であり、そのうち、耐熱性好酸性菌（TAB）又は TAB のうちのグアイヤコール産生菌（AAT）の存在が認められたのは、1（前年度：2）件であった。

3) 残留農薬等分析試験・証明業務の実施

平成 18 年 5 月から施行の残留農薬等に関する、いわゆるポジティブリスト制度への的確な対応を期するため、本会では、Ⅲの 1 の 4) で記載のとおり、主要果汁別・産地別に残留農薬等の推奨分析試験項目等を盛り込んだ「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程」(平成 18 年 3 月 24 日制定)を定めている。

この規程に基づいて、本会を通じて本会が指定する分析試験機関に分析試験を依頼した場合には、当該分析試験成績表に本会名の「残留農薬等推奨試験項目認定印」を押印して依頼者に発給している。令和 3 年度に本会を通じて分析試験の依頼のあった件数は、国産果汁 1 (前年度：国産果汁 1) 件であった。

4) 検査員の外部研修等の実施

本会では、検査所の検査員の知識・技術力の向上を図るため、従来から外部研修会・講習会等への参加に力を注いできており、令和 3 年度には次の研修会・講習会等に参加した。

検査員の主な研修会・講習会等への参加状況

研修会・講習会名	日数	参加者数	主催者
J A S 制度説明会 (WEB セミナー)	4	1	(独)農林水産消費安全技術センター
天びんの計量における静電気対策をして正確に計量する方法 (WEB セミナー)	1	3	(株)エー・アンド・ディ
ケルダール蒸留装置 (WEB セミナー)	1	2	日本ビュッヒ (株)
G C メンテナンス (WEB セミナー)	1	1	(株)島津製作所
J A S 品質管理責任者等専門講習会	1	4	本会
2021 年度実務担当者研修会	1	5	本会

IV 主な関係団体との連携

次の主な関係団体との間において密接な連携を図った。

1 研究調査・啓発普及等事業関係

1) 果実飲料公正取引協議会

本会は、果実飲料の公正な取引の推進を目的に、公正取引委員会（現在は、消費者庁所管）の認可を得て設立された同協議会の正会員として、同協議会が開催する諸会議に参加し、意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努めた。

2) 飲料用紙容器リサイクル推進協議会

本会は、「容器包装リサイクル法」（平成7年法律第112号）の趣旨を受けて、飲料用紙容器（いわゆる「紙パック」）の回収・リサイクル促進を目的に設立された同協議会（事務局：全国牛乳容器環境協議会）の正会員として、同協議会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努め、また、同協議会が開催する諸行事に参加した。

また、同協議会を含む容器包装リサイクル関係6団体を構成員とする「3R連絡協議会」による共同事業に要する経費を負担した。

3) PETボトルリサイクル推進協議会

本会は、「容器包装リサイクル法」（平成7年法律第112号）の趣旨を受けて、食品用ペットボトルの回収・リサイクル推進のための調査研究や指導・建議等を目的に設置された同協議会（事務局：PETボトル協議会）の正会員として、同協議会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努め、また、同協議会が開催する諸行事に参加した。

4) 公益社団法人食品容器環境美化協会

本会は、飲料用容器のポイ捨て等による散乱防止の推進等を目的に設立された同協会の正会員として、同協会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努め、また、同協会が開催する諸行事に参加した。

5) 一般財団法人食品産業センター

本会は、我が国の食品産業の健全な発展と新しい社会的問題に対応することを目的に設立された同センターの賛助会員として、同センターが開催する「食品産業連絡協議会」等に参加して意見を述べるとともに、同センターを通じて各種資料・情報の収集に努めた。

6) JETRO 農林水産情報研究会

本会は、(独)日本貿易振興機構（JETRO）が有する海外の農水産・食品関係の豊富な情報とノウハウを提供するために設置された同研究会（事務局：JETRO）の正会員として、同研究会を通じて海外の果実及び食品関係の各種資料・情報の収集に努めた。

2 認証・検査等事業関係

1) 一般社団法人日本農林規格協会（JAS 協会）

本会は、JAS 制度の普及・啓発推進を目的に設立された同協会の正会員として、同協会が開催する諸会議に出席して意見を述べるとともに、同協会を通じて JAS に関する各種資料・情報の収集に努めた。

2) 公益社団法人日本食品衛生協会

本会は、我が国の食品衛生の向上を目的に設立された同協会の特別会員として、同協会が開催する各種講習会、説明会等に出席して意見を述べるとともに、同協会を通じて各種資料・情報の収集に努めた。

V 理事会・参与会及び総会等の開催

1 理事会・参与会

1) 令和3年度第1回理事会・参与会

令和3年度第1回理事会・参与会を下記の議案について、定款第37条に基づいて書面により実施した(理事会の決議があったものと見なされた日は令和3年5月24日)。

【議案等】

第1号議案 第81回(令和3年度)通常総会の開催(6月15日)並びに提出議案に関する件

- 1 令和2年度事業報告に関する件(通常総会第1号議案)
- 2 令和2年度財務諸表に関する件(通常総会第2号議案)
- 3 令和3年度正会員会費に関する件(通常総会第3号議案)
- 4 役員の補欠選任に関する件(通常総会第4号議案)
- 5 公益目的支出計画実施報告書に関する件(通常総会第5号議案)
- 6 その他報告事項

第2号議案 参与の補欠選任に関する件(通常総会報告事項)

第3号議案 令和3年度各委員会の委員に関する件(通常総会報告事項)

2) 令和3年度第2回理事会・参与会

令和4年3月16日、KKRホテル東京においてWEB出席も併用して、次の議案等について決議等を行った。

【議案等】

第1号議案 令和3年度事業等経過報告に関する件

- 1 主要事項に関する件
- 2 令和3年度収支見込に関する件

第2号議案 令和4年度事業計画(案)に関する件

第3号議案 令和4年度収支予算(案)に関する件

報告事項

- 1 役員等の改選に関する件
- 2 令和4年度の正会員会費の積算等に関する件
- 3 会員の退会に関する件
- 4 当面の主要会議の日程等に関する件

2 総会

第 81 回（令和 3 年度）通常総会

令和 3 年 6 月 15 日、KKR ホテル東京において、次の議案等について決議等を行った。

【議案等】

- 1 令和 2 年度事業報告に関する件
- 2 令和 2 年度財務諸表に関する件
- 3 令和 3 年度正会員会費に関する件
- 4 役員補欠選任に関する件
- 5 公益目的支出計画実施報告書に関する件

報告事項

- 1 令和 3 年度事業計画に関する件
- 2 令和 3 年度収支予算に関する件
- 3 参与補欠選任に関する件
- 4 令和 3 年度各委員会の委員に関する件
- 5 会員の入退会及び会員名の変更に関する件

付 属 明 細 書

令和3年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。